

改正

平成 7 年 3 月 23 日 条例第 6 号

平成 16 年 3 月 25 日 条例第 16 号

平成 17 年 9 月 30 日 条例第 96 号

平成 19 年 3 月 30 日 条例第 23 号

令和 6 年 10 月 7 日 条例第 34 号

奈良市^{おんじょう}音 声 館 条例

(目的及び設置)

第 1 条 伝統的な芸能から現代的な芸術表現まで、あらゆる文化活動の振興を通じ市民及び団体の交流を創出し、もって市民の文化の向上及び市の魅力発信に資するため、^{おんじょう}音 声 館（以下「館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
^{おんじょう} 奈良市音 声 館	奈良市鳴川町 32 番地の 1

(事業)

第 3 条 館においては、次に掲げる事業を行う。

- (1) 伝統的な芸能の継承及び発展並びにその他芸術文化の振興に関すること。
- (2) 生活文化の振興に関すること。
- (3) 実演芸術をはじめとした文化に触れる機会の提供及び文化による交流の創出に関すること。
- (4) その他館の設置目的を達成するために必要な事業

(指定管理者)

第 3 条の 2 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次に掲げる館の管理に関する業務を同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

- (1) 前条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 館の使用承認及び使用制限に関すること。

(3) 館の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。

(4) その他市長が定めること。

2 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の定めるところにより、館を管理しなければならない。

（開館時間）

第3条の3 館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、別表に掲げる施設の使用については、午後9時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、開館時間を変更することができる。

（休館日）

第3条の4 館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日）

(2) 休日の翌日（その日が日曜日、土曜日及び休日に当たるときを除く。）

(3) 12月26日から翌年1月5日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することができる。

（使用承認）

第4条 館を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、また、同様とする。

2 指定管理者は、前項の承認に際し、館の管理上必要な範囲内で条件を付けることができる。

（使用の不承認）

第5条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の承認をしてはならない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 施設等をき損し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) 前2号に定めるもののほか、管理上支障があるとき。

（使用承認の変更等）

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するとき、その使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の承認を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他の不正の手段により承認を受けたとき。
- (3) 災害その他不可抗力による理由により使用することができなくなったとき、又は使用することが不適当と認められるとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、公益上又は管理上指定管理者が特に必要と認めたとき。

2 前項の規定により使用の条件の変更若しくは使用の停止又は使用の承認の取消しを受けた者に生じた損害については、市及び指定管理者は賠償の責めを負わない。

(使用料)

第7条 館の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第8条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、前条の使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第9条 既納の使用料は還付しない。ただし、使用者の責めに帰すことができない理由により使用することができなくなったとき、その他市長がやむを得ない理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用者の義務)

第10条 使用者は、施設等を善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

(特別の設備等)

第11条 使用者は、館のホールの使用に際し、特別の設備をしようとするときは、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、使用者の負担において必要な設備をさせることができる。

3 使用者は、前2項に規定する設備をした場合は、館のホールの使用が終わったときは、直ちに当該設備を撤去し、原状に復さなければならない。

4 使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、市長又は指定管理者がこれを行い、その費用を使用者から徴収することができる。

(損害賠償)

第12条 館を利用する者は、施設等をき損し、又は滅失したときは、市長の定める損害額を賠償し

なければならない。

- 2 市長は、前項の場合において、当該損害が避けることのできない事故その他やむを得ない理由があると認めたときは、その賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第13条 使用者は、館を使用する権利を譲渡し、又はこれを転貸してはならない。

(行為の禁止)

第14条 館を利用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設等をき損し、汚損し、又は滅失すること。
- (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる行為をし、又はこれらのおそれがある物品若しくは動物の類を携行すること。
- (3) 承認を受けずに物品の販売、宣伝その他営利行為をすること。
- (4) 承認を受けずに印刷物、ポスター等を配布し、又は掲示すること。
- (5) 指定の場所以外で喫煙し、その他火気を使用すること。
- (6) 前各号に定めるもののほか、管理に支障がある行為をすること。

(入館の禁止等)

第15条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を禁止し、若しくは退館を命じ、又はその他の必要な措置をとることができる。

- (1) 前条の規定に違反する行為をし、又はしようとする者
- (2) 前号に定めるもののほか、管理上必要な指示に従わない者

(委任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。ただし、第4条から第9条まで、第13条、第16条、第17条及び別表の規定は、平成6年9月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月23日条例第6号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月25日条例第16号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の(中略)奈良市音^{おんじょう}声館条例別表(中略)の規定は、この条例の施行の日以後に申請される使用承認に係る使用料について適用し、同日前に申請された使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成17年 9 月30日条例第96号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に市長が行った館の使用承認及び市長に対して行われた当該使用承認の申請は、同日以後においては、指定管理者が行った館の使用承認及び指定管理者に対して行われた当該使用承認の申請とみなす。

附 則 (平成19年 3 月30日条例第23号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の奈良市音^{おんじょう}声館条例別表、なら100年会館条例別表、奈良市西部会館市民ホール条例別表、奈良市北部会館条例別表及び奈良市都祁交流センター条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に申請される使用承認に係る使用料について適用し、同日前に申請された使用承認に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (令和 6 年10月 7 日条例第34号)

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の改正規定中「次の各号に」を「次に」に改める部分及び第14条の改正規定は、公布の日から施行する。

別表 (第 3 条の 3 ・ 第 7 条関係)

1 施設及びその使用料

区分	午前	午後	夜間	午前・午 後	午後・夜 間	全日
	9 : 00～ 12 : 00	13 : 00～ 16 : 00	17 : 00～ 21 : 00	9 : 00～ 16 : 00	13 : 00～ 21 : 00	9 : 00～ 21 : 00
	円	円	円	円	円	円

ホール	入場料等を徴収しない場合	平日	2, 000	4, 000	6, 000	6, 000	10, 000	11, 000
		土・日・祝日	2, 400	4, 800	7, 200	7, 200	12, 000	13, 200
	入場料等を徴収する場合	平日	4, 000	8, 000	12, 000	12, 000	20, 000	22, 000
		土・日・祝日	4, 800	9, 600	14, 400	14, 400	24, 000	26, 400
プレイルーム		1	1, 600	1, 600	1, 600	3, 200	3, 200	4, 000
		2	2, 300	2, 300	2, 300	4, 600	4, 600	5, 700
個人レッスン室 （１室につき）			1, 000	1, 000	1, 000	2, 000	2, 000	2, 500
会議室（１室につき）			1, 000	1, 000	1, 000	2, 000	2, 000	2, 500
和室（１室につき）			1, 000	1, 000	1, 000	2, 000	2, 000	2, 500

備考

- 入場料等を徴収する場合とは、次の場合をいう。
 - 500円を超える入場料を徴収する場合
 - 会費又は協力費を徴収する場合
 - 会員制度により会員を招待する場合
 - 商品等の売上高により招待券を発行する場合
 - その他これらに準ずる場合
- 祝日とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいい、平日とは、土曜日、日曜日及び祝日を除く日をいう。
- 使用時間を超過して使用する場合の使用料は、その超過する時間1時間（1時間未満は、1時間とする。）につき、規定の使用料の1時間当たりの使用料の100分の130に相当する額（10円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる）とする。
- ホールの冷暖房施設の使用料は、平日に入場料等を徴収しない場合の使用料の100分の20に相当する額とする。
- 次に掲げる場合の使用料は、規定の使用料の100分の50に相当する額とする。

- (1) ホールを準備、後片付け又は本番に伴う練習のために使用する場合
- (2) ホールを本番に伴わない練習のために使用する場合（使用しようとする日前4日に当たる日から使用しようとする日の前日までの間に使用承認の申請をしたものに限る。）

2 附属設備及びその使用料

市長が規則で定める附属設備について当該規則で定める額